

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、別紙のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 6 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 川村 孝則

定期監査の結果に関する報告書

1 監査対象（一般会計・特別会計）

- 11 月 19 日（月） 会計課・企画課・経済観光課・議会事務局
11 月 20 日（火） 財産監理課・健康保険課・福祉事務所・税務課・建設課
11 月 21 日（水） 社会教育課・農林水産課・監査委員事務局・市民生活課
・農業委員会
11 月 22 日（木） 教育委員会総務課・学校教育課・総務課・選挙管理委員会
・地域支援課・高齢者支援課
11 月 27 日（火） 工事実地監査
建設課 湊橋橋梁補修工事・浦田線道路舗装工事
・西町上之原線道路改良工事 29-1 工区
社会教育課 市営球場整備工事
農林水産課 西俣 1 号井堰補修工事（2 工区）
教育委員会総務課 榕城小学校グラウンド整備工事

2 監査期間 11 月 19 日（月）から 11 月 27 日（火）

- #### 3 監査事項
- (1) 業務概況（上半期）について
 - (2) 歳入歳出予算執行状況
 - (3) 物品売買契約執行状況
 - (4) 負担金・補助金・委託料等執行状況
 - (5) 事業（工事請負費）執行状況
 - (6) 資金前渡精算整理簿
 - (7) 切手等受払状況
 - (8) 時間外勤務（時間数）状況
 - (9) 物品貸与状況調
 - (10) 各種契約書
 - (11) 出張命令・復命書

(12) その他

4 監査の手続

定期監査にあたっては、平成 30 年度上半期の業務概況、歳入歳出予算執行状況、物品売買契約執行状況、負担金・補助金・委託料執行状況、事業（工事請負費）執行状況、各種契約書、時間外勤務状況、物品貸与状況調、切手受払状況、出張命令・復命書、資金前渡精算整理簿、その他関係書類について予め資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取するなど、通常実施すべき監査を実施した。

事業（工事請負費）執行状況については、対象となった工事請負契約について、関係法令、条例及び規則に準拠し事務執行されているか、工事は工期内に完成しているか等について、予め関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するほか、通常実施すべき監査及び実地監査を実施した。

5 監査の結果

本年度庁内上半期の定期監査については、歳入歳出予算の執行状況、負担金・補助金一覧、委託料執行状況、委託契約書、事業（工事請負費）執行状況、時間外勤務状況、切手受払状況及び資金前渡精算整理簿を基礎資料として、平成 30 年 11 月 19 日から 11 月 27 日までの 5 日間書類審査とヒヤリング及び建設課・農林水産課・社会教育課・教育委員会総務課所管の工事实地監査を実施した。

全体として、おおむね適正に執行されていると認めしたが、要望及び一部改善を求める事項として下記に示すこととする。

まず、市税をはじめとして、市営住宅料、奨学資金返還金、生活保護費等の返還金については、各所管課の取組の成果が伺われるが、今後市民所得の低下も考えられることから、全職員それぞれが自分のことと捉え、知恵を出し合い、解決に向けた全庁的な取り組みを望むものである。

次に、各種出会報償金の支出において、精算の時に多くの返納が生じているケースが散見された。今後各種委員全員の出席のもと会議が開催出来るようスケジュール調整に万全を期すことを要望する。

次に、時間外勤務状況については、過度な勤務状況がみられることから、課内の横断的な協力体制の構築と人事管理所管においては、特に技術職員の配置については十分配慮していただくことを要望する。

また、個別の要望事項については各課に対し別途通知するものとする。

最後に、新たな長期振興計画のもと職員全員が取組むべき諸課題について、職員個々の特性を発揮し、関係各課との連携を図ることにより市政発展のため尽力されることを期待し、上期監査報告とする。